

新聞販売店に必要な消費税の知識

～消費税の増税から軽減税率の導入まで～



細野祐史税理士事務所
税理士 細野祐史

2019/11/9

UC Tax Accounting Office

|

今日お話しする内容

- ① 消費税のかんたんな仕組み
- ② 消費税の納税義務者とは？
- ③ 原則課税と簡易課税、2つの計算方法
- ④ 新聞販売店が有利なのは簡易課税
- ⑤ 軽減税率とは？
- ⑥ 軽減税率の導入で必要な対応
- ⑦ 軽減税率導入後の売上の分類（簡易課税）
- ⑧ 軽減税率導入後の新聞販売店の資金繰り
- ⑨ 補足資料

注意事項

Warning

- 消費税について全く知識がない方でも理解できるようにあえて、なるべくわかりやすい用語を使っています。
- 今回の資料は個人事業を前提としていますので、法人の場合は異なる取り扱いをすることがあります。
- 重要性の低いところなどは省いている部分もありますので、実際に申告書を作成する場合は、税務署や税理士などの専門家に相談することをオススメします。

消費税のかんたんな仕組み

- 消費税は**間接税**

納税義務者 ≠ 負担者

納税義務者 = 事業者（新聞販売店）

負担者 = 一般消費者（新聞購読者）



消費税のかんたんな仕組み

- 消費税が課税されるもの

- ① 商品（新聞）

- ② サービス（電子新聞）

- 消費税の税率

- ① 2019年（令和元年）9月30日以前

- 単一税率 8% （消費税6.3%、地方消費税1.7%）

- ② 2019年（令和元年）10月1日以降

- 標準税率 10% （消費税7.8%、地方消費税2.2%）

- 軽減税率 8% （消費税6.24%、地方消費税1.76%）

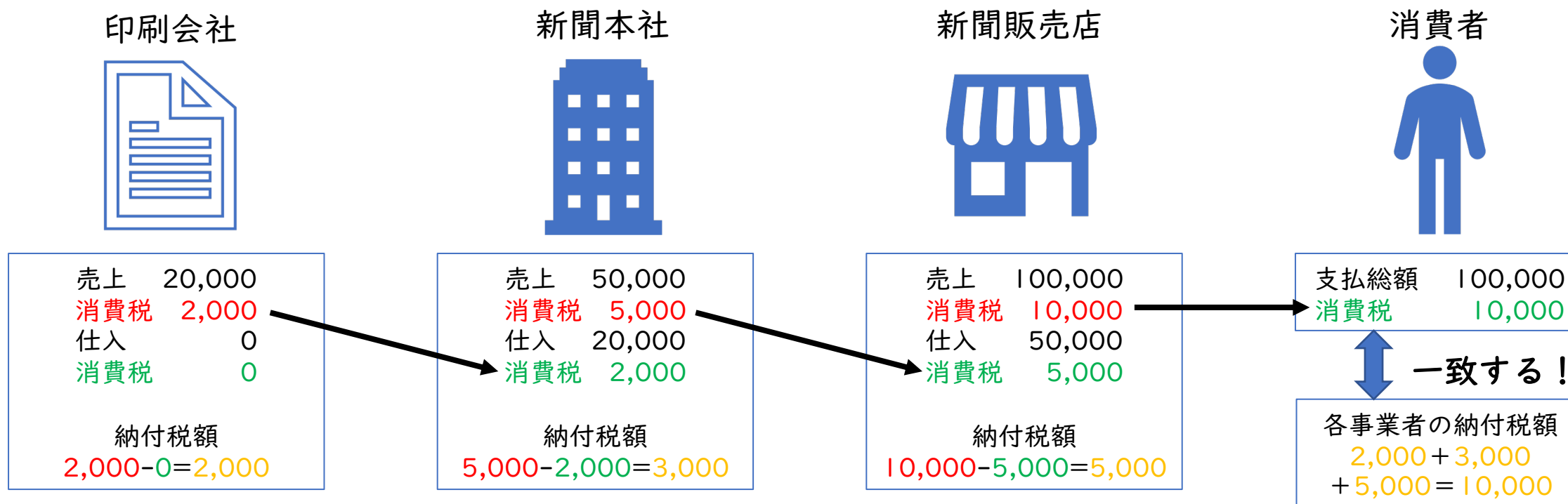
消費税のかんたんな仕組み

- 消費税が課税されないもの
 - ① 住宅の貸付
 - ② 給料の支払い
 - ③ 利息の支払い
 - ④ 保険の支払い
 - ⑤ 土地の譲渡・貸付
 - ⑥ 商品券、チケットの譲渡
 - ⑦ その他

消費税のかんたんな仕組み

- 消費税の負担と納付の流れ

預かった消費税と支払った消費税の差額が納付税額



消費税のかんたんな仕組み

- 誰が納付する？

 - 事業者のうち、消費税の課税事業者

- 納付時期は？

 - ①個人事業主・・・3月31日

 - ※所得税の申告期限は3月15日

 - ②法人・・・事業年度終了の日から2ヶ月以内

 - 例：3月31日決算の場合は5月31日まで

消費税のかんたんな仕組み

- 納付税額の計算方法

